

訴状要約版

第 1 請求の趣旨の概要

1 原告竹島一心及び同 F の請求

(1) ア [主位的請求] 原告竹島一心及び F が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、刑罰を科されることなく自ら選挙運動をすることができる地位にあることの確認

イ [予備的請求] 被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告竹島一心及び同 F に対し、同人らが未成年者であることを理由として、未成年者に対する刑罰をもって選挙運動を禁止することは違法であることの確認

(2) ア [主位的請求] 原告竹島一心及び同 F が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、同人らを選挙運動において使用した者が原告竹島一心及び同 F が未成年者であることを理由として刑罰を科されることなく、選挙運動をすることができる地位にあることの確認

イ [予備的請求] 被告が、次回の衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長を公選する選挙において、原告竹島一心及び同 F に対し、同人らが未成年者であることを理由として、同人らを使用した者に対する刑罰をもって選挙運動を禁止することは違法であることの確認

2 原告竹島一心、同 F、同宮田香乃及び同角谷樹環の請求

被告は、原告竹島一心、同 F、同宮田香乃及び同角谷樹環に対し、それぞれ 10 万円及びこれに対する訴状送達の日から支払済みまで年 3 分の割合による各金員を支払え

第2 当事者

1 原告竹島一心（2007年5月4日生まれ、提訴日現在17歳）

原告竹島は関西在住の高校2年生。中学時代に校則の問題に取り組む。市が主催する若者事業を通じて300人を対象とするアンケートを実施し、改正を実現した。昨年の選挙で候補者A氏を応援するブログを投稿しようとしたが、未成年者選挙運動禁止規定への抵触可能性があるると助言され、応援メッセージを削除した投稿を余儀なくされる。

2 原告F（2008年生まれ、提訴日現在16歳）

原告Fは東京都在住の高校1年生で、祖父等の影響で政治に関心を持つ。中学時代に選挙応援や反対運動に参加しようとしたが、未成年であることを理由に制限された。2024年10月の衆院選の選挙期間中、選挙運動を行う意向を示し、公職選挙法の規定が憲法違反であると主張する通知書を選挙管理委員会等に送付。しかし、東京都・新宿区から未成年者の選挙運動禁止を確認する回答を受ける。

3 原告宮田香乃（2006年生まれ、提訴日現在18歳）

原告宮田は愛知県在住の高校3年生で、若者の政治参加に関心を持ち、「NO YOUTH NO JAPAN」の活動に参加。2023年の統一地方選で長久手市議会議員選挙に立候補した知人の母親D氏の応援を試みたが、公職選挙法の規制により断念。2024年の都知事選ではE氏の応援を申し出るも未成年を理由に拒否される。

4 原告角谷樹環（2006年生まれ、提訴日現在18歳）

原告角谷は北海道在住の高校3年生。幼少期からや気候変動問題に関心を持ち、中学3年時に「Fridays For Future Japan」に参加。2022年の参議院選挙で候補者に気候変動対策のインタビューを企画したが、未成年者の選挙運動規制を指摘され辞退。

第3 本件各規定の概要等

公職選挙法 137 条の 2 第 1 項は、年齢満 18 年未満の者が選挙運動を行うことを禁止し（「本件禁止規定」）、同条 2 項は、未成年者を使用して選挙運動を行うことも禁じている（「本件使用禁止規定」）。選挙運動のための労務に使用する場合は例外とされる。同法 239 条 1 項 1 号は、未成年者の選挙運動禁止規定に違反した者に対し、1 年以下の禁錮または 30 万円以下の罰金を科し、同 252 条は、罰金刑を受けた者は確定から 5 年間、禁錮刑を受けた者は刑の執行終了後さらに 5 年間、選挙権及び被選挙権を失うと定める（「本件罰則規定」）。

「選挙運動」とは「特定の選挙において、特定の候補者の当選を目的とし、投票を得るために必要かつ有利な行為」である。SNS 上の「いいね」やシェアも選挙運動に該当する。期間は公示日から投票日の前日までで、それ以外は事前運動として禁止される（同法 129 条）。「政治活動」は選挙運動を除いた政治的活動を指し期間制限はない。

第4 本件各規定の趣旨に関する立法時の審議過程と、各文献の記載

公職選挙法 137 条の 2 等は 1952 年の法改正時に新設された。当初改正案には未成年者の禁止・罰則規定は含まれておらず、政府側も「未成年者が自発的に選挙運動を行うことは制限されない」と説明した。しかし「警察が未成年者を取り締まれるだけでも効果がある」との意見が「理論的には変」と認識されながらも採用された。本件禁止規定の趣旨を「心身未成熟な者の保護」とする文献があるが、立法過程で一切論じられていない。

第5 本件禁止・罰則規定は政治的表現の自由（憲法 21 条 1 項）に反し違憲無効

政治的表現の自由は民主主義社会にとって不可欠な権利であり選挙運動の自由も憲法 21 条 1 項によって保障される。未成年者も政治的表現の自由の主体であり、選挙運動の自由も当然に保障される。

本件禁止規定は、特定の内容の表現行為を全面的に禁止する主題規制であり、選挙

に関する未成年者の表現を完全に排除する強力な表現内容規制である。表現内容は民主主義に直結する点で重要性が高く、規制態様は極めて厳しい。

規制目的である「取締りの便宜」や「未成年者の保護」は、政治的表現の自由の制限が是認される重要な利益とはいえない。弊害の防止は使用者の規制で足りる。本件禁止・罰則規定は「必要やむを得ない限度」を超える不合理な規制である。

第6 本件罰則規定は侵害原理及び罪刑均衡（憲法 21 条 1 項、31 条）反し違憲無効

「未成年者の保護」が目的であるのに保護対象となる未成年者を同時に罰則対象とする点で、本件禁止規定は刑法の侵害原理（他者に害を与えない限り処罰されないという原則）に反する。未成年者保護を目的とする他の法律（飲酒・喫煙禁止法、競馬法など）で違反者に刑罰を課するものはない。

本件罰則規定は罪刑の均衡に反する。本件罰則規定は「警察の取締りの便宜」を目的としながら保護法益が明確でない。未成年者の自発的な選挙運動が社会に害悪をもたらさない。未成年者の保護が目的なのに、未成年者自身を罰する合理性はない。それに比べて課される刑罰は重きに失する。

第7 本件使用禁止・罰則規定は政治的表現の自由（憲法 21 条 1 項）に反し違憲無効

本件使用禁止規定により、未成年者は選挙運動への参加を制限され、候補者の陣営も未成年者の応援を受け入れることができなくなる。「心身未成熟な者の保護」、「人海戦術の防止」という規制目的はいずれも不明確である。前者を目的とするならば、選挙運動禁止が保護につながる合理的な根拠はなく、むしろ民主主義にとって有意義な活動を不当に制限するものである。政治的抗争に巻き込むことを防ぐ目的であれば、特定の態様のみを禁止すれば足りる。後者が目的であれば、その行為自体を禁止すればよく、未成年者の使用のみを一律に禁じるのは不合理である。本件使用禁止規定・本件罰則規定は「必要やむを得ない限度の制限」とは言えず過剰な規制である。

本件使用禁止規定は、表現の自由に関する法律として限定解釈が可能な範囲を超えているため合憲限定解釈をすることもできない。

第8 確認の利益

確認訴訟の選択は、選挙運動の性質上、国家賠償請求訴訟では救済が不十分であり、刑事手続は過度な負担となるため、適切である。確認対象は、未成年者が選挙運動を行う法的地位の確認および被告の行為の違法性の確認であり、具体的な法律関係の確認として適切である。原告らは過去の選挙で選挙運動を行うことができず、今後も本件各規定により制約されることが確実であるため、次回の選挙において選挙運動をする法的地位に対する危険が現存している。このため、即時確定の利益が認められる。

第9 国家賠償法1条1項の違法

1 立法行為の違法

本件各規定の新設・改正は、未成年者の政治的表現の自由を侵害する違憲立法であり、国家賠償法1条1項の適用上違法である。立法過程で未成年者の自発的な選挙運動を制限しないとの見解が示されていたにもかかわらず「取締りの便宜」を理由に全面禁止され、罰則が設けられた。当時の解説書でも「刑事法の原則に反し、行き過ぎである」されており、立法当初から違憲性は明白である。

2 立法不作為の違法

国会は1959年以降、罰則の過酷さを指摘する意見や裁判例（大阪高判平成4年6月26日・判タ822号283頁）が存在したにもかかわらず、改廃措置を怠り続けた。この立法不作為は国家賠償法1条1項に基づく違法行為と評価される。

3 損害

原告らは選挙運動の機会を奪われ、政治的表現の自由を行使する機会を失った。その精神的損害は大きく一人当たり10万円を下らない。

以上